

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和7年4月30日（令和7年（行個）諮問第116号）

答申日：令和8年5月22日（令和8年度（行個）答申第35号）

事件名：本人の申告に係る人権侵犯事件記録の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和7年1月17日付け庶第144号により特定法務局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示とされた部分のうち、住所、氏名、年齢及び連絡先等の個人情報を除く不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである（一部を除き原文ママ）。

##### (1) 審査請求書

審査請求対象文書

事件名

特定店舗店員による差別的取扱い

事件番号

○年第○号

不服申し立て理由

住所、氏名、年齢、連絡先等の個人情報以外は黒塗りする必要はない。抛って、黒塗りを外した文書を開示しろ。

##### (2) 意見書

「躊躇する」だと？良い歳をした大人連中が嘘をついてんじゃわえよクソ野郎が。そんな物は「テメエらの都合」であってこちらからすると全く関係がない。「テメエらの都合」なんて聞いてはいない小学生レベルのポンコツ組織が。書類を黒塗りするのは理由として、まったく仕事（調査）をしていない事がバレたくないだけ。そんな話は世の中では通

らない。「調査をしている」と言い張っているが、数ヶ月間経ってもまったく調査をやっていた形跡など何ひとつ無い。調べはついている。コイツらがやっている事こそその物が、まさしく人権の侵害。あれで「調査をしている」との裁量をくださるのであれば、「裁量権の逸脱濫用」に該当し法律違反に抵触している。もっと言うなら、コイツらのやっている「人権侵犯事件の被害者から反対尋問の権利を奪っての調査」も裁量権の逸脱濫用で法律違反。

「テメエらの都合」を最優先して「被害者の人権」を蔑ろにするなんぞたまったもんじゃない言語道断。「テメエらの都合」を優先しなければならないのか、「人権侵犯事件の被害者の被害者感情」を重んじなければならないのか考えればわかるはず。そんなもの小学生でもわかる。

この様にして黒塗りをして仕事をしてない事の証拠を隠蔽して無能組織を護るからいつまで経っても無能組織は無能組織のままなんだろう。高い給料を人様の税金から搾取してるのであれば尚の事、人様以上の事をやらなければならない。それを「なるべく仕事をせすに楽しながらお給料を」と人様以下の事をやり続けるとは有り得ない。ゴミ人間集団。そんなもの幼稚園児でもわかる。

そんな「テメエらの都合」なんか黒塗りをする言い訳にならない。テメエらの都合より被害者の被害者感情を優先するべき。情報公開・個人情報保護審査会事務局もコイツらの隠蔽工作「黒塗り作戦」を容認するのであれば同罪になる。裁量権の逸脱濫用は権利の行使を阻害にあたる。抛って刑法193条公務員職権濫用罪。

P S 私が要望したのは特定店舗関連の書類の黒塗りを外せとの事で、市役所（特定部署）関連の書類の黒塗り外しは望んでいない。不要。

P S 2 現場（特定支局）の特定職員は「黒塗りを外しても躊躇しないし、加害者に聞き込みをする際にも加害者が躊躇しないやり方で調査しているので問題ない。」と強く言っている。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 原処分等について

審査請求人から開示請求のあった「開示を請求する保有個人情報」は、以下のとおりである。

(1) 本件対象保有個人情報

(2) 特定年特定月Aから特定月Bまでの間に開示請求者が特定法務局人権擁護部宛てに申告した特定市役所に関する人権侵犯事件記録一式に記録された保有個人情報

特定法務局長は、下記3の理由により、令和7年1月17日、法82条1項の規定に基づき、原処分及び上記(2)の保有個人情報の一部開示決定（以下「別件開示決定」という。）をし、同日付け庶第144号

及び同第145号「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」で審査請求人に通知した。

## 2 審査請求の趣旨について

審査請求書に、「住所、氏名、年齢、連絡先等の個人情報以外は黒塗りする必要はない。拗って、黒塗りを外した文書を開示しろ。」と記載されていることからすると、審査請求人は、特定法務局長が行った原処分を取り消し、不開示部分を開示する決定を求めていると解される。

## 3 原処分を行った理由について

(1) 本件対象保有個人情報には、人権侵犯事件の調査・処理に関する職員間の協議・検討内容に関する情報が含まれるところ、このような情報が開示されることになれば、今後の人権侵犯事件処理において、職員が率直な意見を述べることをちゅうちょし、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法78条1項7号柱書きに該当するため不開示とした。

(2) 本件対象保有個人情報には、人権侵犯事件において、開示請求者以外の者から聴取した事実及び被聴取者や聴取内容等を推認させる情報が含まれるところ、このような情報が開示されることになれば、関係者がありのままに事実を述べることをちゅうちょするようになるだけでなく、調査そのものに応じることも拒否するようになり、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法78条1項7号柱書きに該当するため不開示とした。

(3) 本件対象保有個人情報には、開示請求者以外の特定の個人を識別する情報が含まれており、当該情報は、法78条1項2号に該当すること、及びこのような情報が開示されることになれば、関係者がありのままに事実を述べることをちゅうちょするだけでなく、調査そのものに応じることも拒否するようになり、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法78条1項7号柱書きにも該当するため不開示とした。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |           |                   |
|---|-----------|-------------------|
| ① | 令和7年4月30日 | 諮問の受理             |
| ② | 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ | 同年5月23日   | 審議                |
| ④ | 同年8月8日    | 審査請求人から意見書を收受     |
| ⑤ | 令和8年3月13日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年5月15日   | 審議                |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報を含む複数の保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、その一部を法78条1項2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分及び別件開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、本件不開示部分は法78条1項2号及び7号柱書きに該当するとしており、原処分は妥当であるとするものと解されることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、諮問庁は、別件開示決定についても併せて諮問しているが、当該処分については審査請求が行われていないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

## 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところによれば、本件対象保有個人情報のうち、本件不開示部分及び諮問庁による不開示理由は、別表記載のとおりであるとのことであるので、それを前提に検討する。

### (1) 別表の「不開示理由（第3の3の項目番号）」欄が「(1)」である不開示部分（別表の番号（以下「番号」という。）1、同3ないし同5及び同8関係）

ア 標記不開示部分には、審査請求人からの申告を受けて特定法務局が実施した特定の人権侵犯事件（以下「本件人権侵犯事件」という。）の処理に関する調査の過程や同局職員（以下「職員」という。）の意見及び同局における処理方針等の情報が、具体的に記録されていると認められる。

イ 諮問庁は、当該不開示部分を不開示とした理由について、上記第3の3(1)のとおり説明するところ、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

(ア) 人権侵犯事件の調査事務は、様々な領域における幅広い事象を扱うものであり、また、その内容も機微にわたるものが多い上、その事実関係の調査や解決のための措置として任意的手段しか有しないこと等に照らせば、人権侵犯事件の調査事務に適切に対応するためには、人権擁護担当部署内部において忌たんのない意見交換を行い、十分な検討を行う機会が確保される必要がある。

(イ) かかる必要性に鑑みれば、特定法務局内部における本件人権侵犯事件の取扱いや処理についての内部的な協議・検討を行った状況が、事案の処理に係る職員の率直な意見とともに記載されている当該不開示部分が開示されることになると、職員が今後の人権侵犯事件に係る事案の検討に際し、その内容が開示された場合の影響等を憂慮

するあまり、十分な検討や率直な意見を述べることを差し控えるなどし、自由かつ適な意見交換が行われなくなり、ひいては国の機関が行う人権擁護行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(ウ) さらに、当該不開示部分には、本件調査等の決裁過程において、意思決定の際に必要な参考資料として添付された資料が含まれており、これらは、人権侵犯事件の調査・処理に関する職員間の内部的な協議・検討に係る情報が記載されている文書であって、これらを開示すると、人権侵犯事件の調査・処理の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

#### ウ 検討

これを検討するに、当該不開示部分を開示することにより、職員が今後の人権侵犯事件一般に係る事案の検討に際し、その内容が開示された場合の影響等を憂慮するあまり、十分な検討や意見交換が行われなくなる旨の上記イ及び上記第3の3(1)の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえない。

そうすると、当該不開示部分を開示すると、人権侵犯事件の調査・処理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法78条1項7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表の「不開示理由(第3の3の番号)」欄が「(2)」又は「(2)及び(3)」である不開示部分(番号2、同6及び同7関係)

ア 標記不開示部分には、本件人権侵犯事件において、特定法務局が審査請求人以外の者から聴取した事実及び被聴取者や聴取内容等に関する情報が詳細かつ具体的に記録されていると認められる。

イ 諮問庁は、当該不開示部分を不開示とした理由について、上記第3の3(2)のとおり説明するところ、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

(ア) 強制的な手段を持たない人権侵犯事件の調査は、その事務の性質等に照らし、関係者の任意の協力を得ながら行われるものであり、もともと当事者間に何らかのトラブルや紛争が生じている場合も少なくないと認められることから、当該不開示部分に記載された情報が開示され、関係者に関する情報や事件の調査に協力した事実、その内容等が他の関係者等に明らかにされると、関係者が事実を述べたり証拠を提供することに消極的になるなどして、調査に協力することを拒否するようになるなど、人権侵犯事件の調査事務に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) また、人権擁護機関の事実認定は、人権救済の申立人や被害者の申告内容のみならず、当該申立人や被害者以外の関係者に対する調

査結果を踏まえたものであることから、当該不開示部分が開示されれば、調査の相手方その他の関係者の反発を招くおそれがあるばかりでなく、そもそも調査内容の秘匿を条件に関係者の協力を得つつ進めていく必要のある人権侵犯事件の調査手続自体に対する不信を招き、これに対する協力を得られなくなる事態を生じさせかねず、ひいては今後の国の機関が行う人権擁護行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

#### ウ 検討

これを検討するに、人権侵犯事件の調査は、調査内容の秘匿を条件に関係者の協力を得つつ進めていく必要があるところ、当該不開示部分が開示されれば、調査の相手方その他の関係者の反発を招くおそれがあるばかりではなく、人権侵犯事件の調査自体に対する不信を招き、これに対する協力を得られなくなる事態を生じさせかねないなど、ひいては今後の国の機関が行う人権擁護行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記イ及び上記第3の3(2)の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえない。

そうすると、当該不開示部分は、これを開示すると、人権侵犯事件の調査・処理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法78条1項7号柱書きに該当し、番号2、同6及び同7の不開示部分については同項2号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

#### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条1項2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同項2号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

#### (第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙 本件対象保有個人情報記録された文書

特定年特定月 A から特定月 B までの間に開示請求者が特定法務局人権擁護部宛てに申告した特定店舗に関する人権侵犯事件記録一式

別表 本件不開示部分及び不開示理由

番号	通し頁	保有個人情報が記録された文書名	本件不開示部分	不開示理由 (第3の3の項目番号)
1	1	調査開始結果報告書	「担当官」セルの1行下のセルの全部	(1)
2	2		「【聴取報告書】7」欄の一部	(2)
			「【聴取報告書】8」欄の全部	(1)
3	3		表題の全部	(1)
4			「2 担当者意見」欄の全部	(1)
5			「3 調査計画」欄の全部	(1)
6	1 1	聴取報告書(特定年月日付け)	「被聴取者」欄の全部	(2) 及び (3)
7	1 1 及び 1 2		「【聴取内容】」欄の全部	
8	1 3	資料	全部	(1)